

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金事業の申請受付について (再周知)

(申請期間は9月19日(金)まで) ※令和7年8月2日付文書と同じ内容です

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記支援事業につきましては本年7月14日付の本会通知にてご案内しておりますが、現在申請受付中ですので、あらためて情報提供いたします。

申請期間は9月19日(金)までとなっております、原則「大阪府行政オンラインシステム」からの申請が案内されております(大阪府への郵送による申請も可能。詳細は下記の「問い合わせ先」または大阪府ホームページに掲載の「よくある質問(FAQ)」を参照ください)。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

【支援対象】

(1) 医療機関等物価高騰対策一時支援金

- ・ 保険医療機関(病院・診療所)、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所及び指定訪問看護事業所
※ ただし、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて厚生(支)局長及び大阪府知事から承諾の通知を受けていない施術所、介護保険適用の訪問看護のみを行っている指定訪問看護事業所を除く。

(2) 医療機関食材料費高騰対策一時支援金

- ・ 保険医療機関(病院、有床診療所)

【支援額】

施設区分	(1) 物価高騰	(2) 食材料費
病院、2床以上の有床診療所	15,000円×許可病床数	6,400円×許可病床数
1床の有床診療所、無床診療所、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所、及び指定訪問看護事業所	30,000円(1施設あたり)	

【支給要件】

- ① 令和7年4月1日から申請をした日までの間、申請施設において業務が行われていたこと
(令和7年4月1日時点で保険医療機関等の指定をされていない場合は支給対象となりません)
- ② 申請をした日以後も申請施設に係る事業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められること

【申請期間】 令和7年7月14日(月)午前10時～同年9月19日(金)

【支給時期】 申請の審査完了後、順次支払を予定

【問い合わせ先】 大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金 問い合わせ窓口

TEL : 06-6944-6688

(電話受付時間 : 平日9時30分～12時15分 / 13時～17時30分)

※大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/subvention/bukkakoutou.html>

(郵送による申請方法は、上記問い合わせ先または大阪府ホームページの「よくある質問(FAQ)」を参照)

大阪府医師会地域医療課 (06-6763-7012)

